

特定小型原動機付自転車について

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い、新たに電動キックボード等に対応する車両区分として「特定小型原動機付自転車」が創設されました。

これにより、性能上の最高速度が自転車と同程度であるなどの一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として走行場所が自転車と同様となるなどの新たな交通ルールが適用されることとなりました。

※交通ルールの詳細は「警察庁 ウェブサイト 特設ページ」をご参照ください。

➔<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html>



警察庁特設ページ

◆特定小型原動機付自転車の要件

原動機付自転車のうち、以下の全ての要件に該当するものが「特定小型原動機付自転車」に区分されます。

- ・原動機の定格出力が0.60キロワット以下であること
- ・長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること
- ・最高速度が20キロメートル毎時以下であること

※これらの基準を満たさないものは、形状が電動キックボード等であっても、特定小型原動機付自転車には該当しません。



◆特定小型原動機付自転車の標識を新たに取得する場合

○申請手続きに必要な書類等

- ・軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書（税務課窓口までお越しください）
- ・販売証明書または譲渡証明書
- ・特定小型原動機付自転車に該当することが確認できる書類（製品カタログ、取扱説明書等）
- ・届出をされる方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

◆特定小型原動機付自転車の税率について

令和6年度から、軽自動車税（種別割）として、2,000円（年額）が課税されます。

■お問い合わせ 税務課税務グループ ☎01392-2-3131

検査内容が充実！お得！「生活習慣病予防健診」

協会けんぽでは、35～74歳の被保険者（ご本人）さまを対象に「生活習慣病予防健診」を実施しております。令和5年4月からは皆さまにご負担いただく金額がお安くなり、総額18,865円の健診が5,282円で受けられます。また、5大がん検診を含めた充実した検査項目をご用意しています。協会けんぽの「生活習慣病予防健診」をぜひご利用ください！

■お問い合わせ 全国健康保険協会（協会けんぽ）北海道支部 ☎011-726-0352（代表）